

手数料額計算書（軽微変更証明）

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明）

- 1 計画の対象の範囲 ☐ 一戸建ての住宅
 （該当する全ての□に ☒ ☐ 一戸建て住宅以外の建築物
 を記入してください。 ☐ 住宅部分
☐ 非住宅部分
 （☐ 用途が工場等又は自動車車庫等のみ）
- 2 計画書の評価方法 住宅部分：
 （該当する全ての□に ☒ ☐ 仕様基準等 ☐ 仕様・計算併用法等
 を記入してください。 ☐ 標準計算法
 非住宅部分：
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の対象の範囲（該当する□に ☒ を記入してください。）			適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建ての住宅	当該部分の床面積の合計	m ²	円	円
☐ 一戸建ての住宅以外の建築物 （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は、 ☐ に ☒ を記入してください。）	住宅部分の床面積の合計 ☐ 共用部分を除く。	m ²	円	円
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	円	円

手数料額 _____ 円

※「適合証等」とは、杉並区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第5条第1項第1号に規定する図書をいう。